

平成28年度 事業計画

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

平成28年度 事業計画

基本目標

企業一体となった 安心・安全活動を推進して
地域社会に貢献しよう

業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進
- 3 地域等と連携した安心・安全活動の推進
- 4 ハイレベルな交通安全意識と運転行動

業務重点の推進

1 組織を挙げた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

ア 安全運転管理組織の再点検を行い、事故削減に向けた新たな管理システム・ツールを導入するなどして安全運転管理体制の充実強化を図る。

(ア) 企業のリスクマネジメントシステム

- ・ 国際規格 I S O 3 9 0 0 1（規格名・道路交通安全マネジメントシステム）の資格取得
- ・ 映像記録型ドライブレコーダーやテレマティクスの導入による管理

(イ) リスクとエコの“見える化”実現による管理

イ 安全運転管理の年間計画及び交通事故抑止の数値目標を設定し、組織的な活動を推進する。

「2016年 安全運転管理年間計画表」（機関誌 A A K K 平成28年新年号付録）の活用

ウ 安全運転管理の日

毎月1日を「安全運転管理の日」に設定し、事業所一体となった安全運転管理活動を展開する。

エ 交通安全講習会、事故防止検討会、ビデオ・DVD等を活用した安全教育を実施する。

オ 参加・体験・実践型の交通安全活動を推進する。

(ア) 交差点の通行方法の周知に向けた交通安全教室の開催

(イ) K Y T活動（危険予知トレーニング）の推進による危険回避能力の向上

(ウ) シートベルトコンビンサー体験等により、全席シートベルト着用の徹底

(エ) 運転適性検査、実車や運転シミュレーターを活用した個別指導の徹底

カ 恒常的な安全指導を推進する。

(ア) 朝礼時の3分間スピーチやヒヤリハット体験発表の励行

(イ) 防衛運転の励行

- ・ 自分も他人も、「事故を起こさない」「起こさせない」「巻き込まれない」運転に努める。
- ・ 「“だろう”運転」ではなく、危険を予知した「“かもしれない”運転」を心掛ける。

- (ウ) 社内放送等を活用したタイムリーな交通安全一口広報の励行
 - (エ) 広報誌、チラシ等を発行して安全情報の共有化
 - (オ) エコドライブ活動の取り組みの推進
- キ 各種表彰制度を効果的に活用して安全運転意識の高揚を図る。
 ドライバークラブ表彰制度の積極的な活用

(2) 道路交通法の一部改正の周知徹底 (平成29年6月17日までに施行)

- ア 「準中型自動車」免許制度の新設
 準中型自動車(3.5トン以上7.5トン未満)免許新設、受験資格～18歳以上
 若年者の就職支援の必要性という社会的要請に配慮
- イ 75歳以上の高齢運転者への臨時認知機能検査等の実施
 認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為→「臨時認知機能検査」
 検査の結果→① 認知機能の低下→「臨時高齢者講習」
 →② 認知症のおそれ→「臨時適性検査又は医師の診断書の提出」
 →認知症に該当 → 免許の取消し(停止)

(3) 安全運転管理モデル事業所活動等の推進

警察署長・地区協議会長連名による「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、事業所内におけるきめ細かい安全運転管理・指導教育の充実、全席シートベルト着用、交通安全スリーS運動の徹底、夜間におけるハイビーム運動の推進、自転車の安全利用の促進などの先駆的活動を計画的に推進し、安全意識の高揚と交通事故の防止を図り、その結果を他の事業所に普及させる。

- ア 委 嘱 期 間 委嘱の日から平成29年3月31日(木)まで
- イ 委 嘱 予 定 数 委嘱事業所数は警察署長及び地区協議会長が協議して決定する。
- ウ 推進資料の配付
 - (ア) 安全運動管理モデル事業所の手引き
 - (イ) 安全運動管理モデル事業所看板
- エ 活動状況は、機関誌AAKKを活用して紹介する。
- オ 地区協議会毎に活動事例発表会の開催に努める。
- カ 県安管で施策評価を行い、優秀事業所を表彰する。

(4) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力の向上対策の推進

- ア 道路交通法等の規定に基づき、愛知県公安委員会から委託を受けて実施する法定講習（安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習）は、警察本部交通部交通総務課（以下「本部交通総務課」という。）及び警察署交通課との緊密な連携の下に全員受講を促進し、安全運転管理能力の向上及び業務の充実強化を図る。
- イ 安全運転管理者等を安全運転中央研修所において研修させ管理能力の向上を図る。（機関誌A A K Kで研修所を紹介）
- ウ 事故実態に応じた指導が行えるよう、交通事故の発生傾向や特徴を捉えた分析資料等を提供する。

(5) 交通死亡事故等重大事故発生時における対策

- ア 現場の確認や警察署等の関係機関・団体と必要な情報交換を行い、原因究明を図る。
- イ 事業主が中心となった企業一体の再発防止検討会や関係機関・団体の指導助言に基づいた再発防止対策を全社規模で計画し実践する。

(6) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 県警察が実施する「安全運転管理者等未選任事業所の発見旬間」（6月下旬及び11月下旬の2回予定）と連動し、未選任事業所の一掃を図る。
- イ 本部交通総務課及び警察署交通課と連携し、安全運転管理者選任事業所に対しては、パンフレット『「安全運転管理者制度」のあらまし』などを活用して地区協議会への入会を勧奨する。
- ウ 管理車両5台未満で安全運転管理者を選任する必要のない事業所に対しても、趣旨を丁寧に説明して入会を呼び掛け、入会した事業所は準会員として会員と同等の処遇とする。

(7) 年後半対策の推進

近年、交通死亡事故は、夜が長くなる年後半に多発する傾向にあることから、特に、薄暮時及び前夜の時間帯を重点として夜間対策を強力的に推進する。

ア 夜間ハイビーム運動の推進

- (ア) 夜間の通常走行の基本はハイビームであることを踏まえ、対向車・前車がある時を除き、前方の歩行者等や左右から横断してくる歩行者等を早期に発見するためハイビームに小まめに切り替えることを徹底する。
- (イ) ロービーム照射距離は約40m、ハイビーム照射距離は約100mであることを周知

する。

イ 反射材用品等の普及促進

反射材用品等の活用を広報啓発するためのキャンペーン等に参加し、関係機関等と連携して反射材用品等の普及促進を図る。

(8) 高速道路渋滞回避車両に対する交通事故防止対策の推進

県内及び隣接県における高速道の慢性渋滞を回避し、一般道へ流入する車両の増加が見られる。これに伴い交通事故の発生が懸念されることから、事業所従業員に対し、渋滞時の管理車両の運行経路及びマイカーの通勤経路の見直し・点検と慣れない道路を通行する場合の心構えを指導する。

2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握及び保有車両に対する指導の徹底

ア マイカー保有者（自転車通勤者を含む。）を確実に掌握し、運転免許証、車検証及び保険加入状況等をチェックする。また、自転車通勤者が多い場合は、まとめて1グループとし、指導を行う。

イ 交通安全指導・教育は、ルールを「守らせる指導・教育」からルールが「守られる指導・教育」へと、自主性を尊重した手法への転換を図るなど、より効果的な指導・教育を推進する。

ウ マイカー通勤者（自転車通勤者を含む。）から通勤経路マップを提出させ、危険個所の指導や次の「通勤事故防止3か条」を指導する。

「通勤事故防止3か条」

- ・ 10分早めの出勤
- ・ 抜け道・近道をしない。
- ・ 通勤時に急がない。

エ 通勤車両について、改造、タイヤ、車両整備及び反射材の貼付状況等の点検を実施する。

オ 出・退社時の機会を捉えて、全席シートベルトの着用指導を行い習慣化を図る。

カ 運転中の携帯電話使用禁止（運転中は運転に専念する）を徹底する。

キ 信号機のない交差点でも確実に停止又は徐行して安全を確認することを徹底する。

ク 夜間の通常走行の基本はハイビームであることを徹底する。

ケ 長期休暇前の長距離運転等に対する個別具体的な注意事項を指導する。

コ 期間工やアルバイト、派遣社員に対しても指導を徹底する。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

ア ドライバークラブ未結成の事業所に対し、必要な指導と助言を行い、その結成促進を図る。

また、自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行う。

イ 事業主等は、ドライバークラブの活動を促進するため、リーダーに対する指導助言などの積極的な支援を行う。

ウ ドライバークラブの運営については、クラブ員で選出したリーダーの統率の下に組織的な活動を推進する。

エ 優良運転者の表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。

オ ドライバークラブによる自主的な交通安全活動を計画推進する。

(3) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立を図る。

ア 人や環境に優しい運転の徹底

ドライバーの基本的な心構えとして「人や環境に優しい運転」を徹底する。

○ 人に優しい運転

- ・ 気くばり、目くばり、思いやりの気持ちで運転を励行する。
- ・ 子供や高齢者等の交通弱者を交通事故から守る運動を励行する。

○ 環境に優しい運転

- ・ エコドライブを励行する。
- ・ 騒音を出さない車両整備を励行する。
- ・ 暴走運転を追放する。

○ 被害軽減のための運転

(ア) 後部座席を含む全席シートベルト着用と正しいチャイルドシートの使用について、その有効性を広報啓発し、励行する。

(ウ) 子供の体格に合ったチャイルドシートを選び、正しく使用する。

イ ライダースクール等の実技指導を主体とした交通教室を開催する。

ウ 新入社員に対する運転適性検査を実施する。

エ 二輪運転者のクラブ結成と自主的な安全活動を促進する。

オ 運転技術の向上を目指して安全運転実技研修施設で訓練を行う。

カ 「エコ&セーフティー100日間無事故・無違反運動」に積極的に参加する。

(4) 若者主体の自主活動の推進

ア ヤングドライバー多数参加の下に「交通安全総決起大会」、「交通安全宣言」、「飲酒運転根絶宣言」等を実施して安全運転意識の高揚を図る。

イ 若者主動による交通安全立哨活動、交通安全パレード等の街頭啓発活動を展開する。

(5) 飲酒運転等根絶対策の推進

ア 飲酒運転根絶の周知徹底と職場環境の構築

(ア) 職場内に飲酒運転根絶ポスター等を掲示し、飲酒運転根絶を目指した各種イベントを開催して、飲酒運転を絶対に許さない職場環境を構築する。

(イ) 飲酒運転の危険性、結果の重大性を訴え、「飲酒運転は犯罪」との根絶に向けた強い規範意識を植え付ける。

(ウ) 飲酒運転根絶宣言を実施して、一人ひとりの強い規範意識を確立する。

イ 飲酒運転を助長する環境の根絶

(ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底する。

- ・ キーの保管・管理を行う。
- ・ ハンドルキーパーの指定と実践を徹底する。
- ・ 運転代行サービスの利用促進を図る。
- ・ 二日酔いでの運転を絶対にしないことを徹底する。

(イ) 飲酒運転周辺三罪（酒類提供・車両提供・同乗）の根絶運動を推進する。

ウ 危険ドラッグ使用運転の根絶

危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性を周知徹底する。

(6) 高齢者の事故防止対策の推進

ア 高齢者である従業員や高齢者を抱える従業員に対して、高齢者に関する交通安全情報をタイムリーに提供し、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

特に、高齢者に対して、明るい目立つ色の衣服や反射材を身に付けるよう話をし、反射材用品等の活用の推進及び反射材の視認効果を理解させる。

イ 運転に問題のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、自主返納制度及び特

典付与制度の周知に努める。

ウ 高齢運転者に対して、ドライブレコーダーの活用など高齢者自身の意識と行動の違いが確認できるような手法に配慮したシニアドライバースクールへ積極的に参加させる。

エ ドライバーに対し、高齢者の行動特性を社内報などにより理解させ、高齢者及び高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める。

カ 高齢者を交通事故から守る日・週間の周知を図る。

(7) 自転車の安全利用の促進

ア 交通の危険を生じさせるおそれのある行為を反復して行った自転車利用者に対する自転車運転者講習制度を周知し、危険運転を防止する。

イ 自転車利用者に対し、次の「自転車安全利用五則」を周知して安全利用を促進する。

① 自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○ 夜間はライトを点灯

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

ウ 事業所レベルで自転車通勤者を対象とした自転車安全利用教室を開催し、家庭においても子供の模範となるように交通ルールの周知と遵守を図る。

エ 反射材の有効性を知らせる広報・啓発活動を実施し、反射材用品の自発的な着用を推進する。

オ 自転車利用者に対して、自転車による交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入促進を図る。

(8) 女性の事故防止対策の強化

ア 女性ドライバークラブの結成と自主活動を促進する。

イ 女性主体チームによる「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」への参加を促進する。

ウ 交通安全教育チーム「あゆみ」等を活用した、参加・体験・実践型の女性交通安全教室を開催する。

3 地域等と連携した安心・安全活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

ア 各季の交通安全運動

各季の交通安全運動に際しては、事業主自ら参加し、立て看板の掲出や広報資料の作成配布等、警察、関係機関・団体及び地域住民と連携した活動を展開する。また、機関誌A A K Kを活用した広報啓発活動を積極的に推進する。

- 春の全国交通安全運動 4月6日(水) ～ 4月15日(金) (10日間)
(県内一斉大監視 4月11日(月)午前7時～9時の間)
- 夏の交通安全県民運動 7月11日(月) ～ 7月20日(水) (10日間)
(県内一斉大監視 7月15日(金)午前7時～9時の間)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(水) ～ 9月30日(金) (10日間)
(県内一斉大監視 9月26日(月)午後4時～6時の間)
- 年末の交通安全県民運動 12月1日(木) ～ 12月10日(土) (10日間)
(県内一斉大監視 12月5日(月)午後4時～6時の間)

イ 交通安全強調の日

各季の運動とは別に、交通安全意識の高揚を図る交通安全活動を積極的に推進する。

- 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日
5月20日(金) 全国一斉『交通事故死ゼロを目指す日』
- 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間 9月14日(水) ～ 9月20日(火)
- 自転車・二輪車の安全利用
 - 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
 - 自転車安全利用月間 5月
 - バイクの日 8月19日(火)

ウ 交通安全スリーS運動の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な要素である「S t o p、S l o w、S m a r t」の頭文字をとり、愛知県交通安全推進協議会で提唱されている「交通安全スリーS運動」の盛り上げとその実践を促す取組を促進する。

(ア) Stop (ストップ)

赤信号は確実に停止する。一時停止の場所では自転車も必ず止まり、横断歩道や交差点では歩行者優先を徹底し、歩行者も道路を横断する時は左右を確認してから手をあげて渡る。更に、飲酒運転の根絶を徹底する。

(イ) Slow (スロー)

見通しの悪い交差点では徐行する。子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなど、速度を控えてスローな運転を心掛ける。

(ウ) Smart (スマート)

シートベルトの全席着用の徹底を図り、運転中の携帯電話等の使用は絶対しないなど、全ての人に対する思いやりを持った、スマートな運転を奨励する。

エ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

- 点灯時刻の目安(日没時刻のおおむね1時間前)
- 県内一斉ライト・オン関所 9月23日(金) 午後5時から30分間

オ ハンド・アップ運動

道路を横断する時、歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示すために手をあげ、ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちを持って停止する。歩行者はドライバーに対し感謝の気持ちを言葉や動作で表して横断する。こうした歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法であり、道路横断中の事故防止を目的としている。

- 歩行者は、手をあげドライバーに横断することをアピールする。
- ドライバーは、人優先の心と思いやりの気持ちをもって、横断者の手前で止まる。
- 歩行者は、ドライバーに目と目を合わせて感謝の気持ちを伝える(アイ・コンタクト)。

カ 全ての座席シートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動

～ 「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざして ～

- シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日
- シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
 - 2月11日(木) ～ 2月20日(土)
 - 6月11日(土) ～ 6月20日(月)
 - 11月11日(金) ～ 11月20日(日)
- 県下一斉シートベルト・チャイルドシート関所
 - 2月19日(金) (午前8時～10時までの内の1時間)
 - 6月20日(月) (午前8時～10時までの内の1時間)
 - 11月18日(金) (午前8時～10時までの内の1時間)

キ 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発
「飲酒運転四(し)ない運動」(・運転するなら酒を飲まない。 ・酒を飲んだら運転し

(1) 3S+3Hの実践

ア 交通安全スリーS運動の推進

交通事故を防止する基本運動である「交通安全スリーS運動」を企業・事業所内で推進し、その実践と浸透を図る。

イ 「ハイビームが基本」の徹底

夜間の通常走行の基本はハイビームであることを徹底し、実践させる。

ウ 「ハンド・アップ運動」の推進と「反射材の着用」

事業所の従業員が歩行中又は自転車乗用中に事故に遭う事例が見られる。このため、「ハンド・アップ運動」及び「反射材の着用運動」を推進し、ドライバーと交通弱者の双方の立場を踏まえた安全意識の高揚を図る。

(2) 思いやり意識の高揚

ア 子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践し、保護義務を周知徹底する。このため特に、生活道路においては、心にゆとりを持ち“「止まる」の運転行動”を意識して人優先の運転に徹するよう指導する。

イ 職場では、子どもと高齢者の行動特性を社内報などにより理解させ、併せてこれら交通弱者に対する保護意識を醸成して安全運転を徹底する。

ウ 新入社員に対する交通安全教育や人間教育を実施し、思いやりの心を植え付ける。

エ 全ての年齢層に対して、高齢運転者標識を表示している自動車の保護義務を周知徹底する。

(3) 交通マナー向上活動の推進

ア 信号の変わり目の無理な交差点への進入、むやみに進路変更など迷惑性の高い運転をしない。

イ 常に制限速度を遵守し、周辺車両のペースカーとなるなど他車の模範となる運転を実践して、交通マナー向上を図る。

ウ ドライバー、自転車利用者が守るべき5つの心得を示した「交通マナー向上五則」の周知と実践を図る。

「交通マナー向上五則」 ～危険な運転を追放し、交通マナーを高めよう～

- (ア) 正しい合図による右左折や車線変更の励行
- (イ) 車線変更は適切かつ必要最小限度に
- (ウ) 黄色信号は原則ストップ
- (エ) 横断歩道は横断者優先
- (オ) 歩道は歩行者優先、自転車は徐行

一般業務の推進

1 会議等

(1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議する。

(2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項などについて審議する。

(3) 会長・副会長会議

本会運営の重要事項を協議する。

(4) 会長報告

各四半期毎に業務の推進状況を報告し、本会の適正かつ円滑な運営に資する。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

事務処理の効率化を図るため、地区協議会事務担当者を集め、「全体会議」を開催する。

(6) その他

上記のほか、緊急に処理しなければならない事案が発生した場合は、臨時に会議を開催する。

2 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

県安管は、警察、県・市区町村、地区協議会及び(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、交通事故の防止に取り組むこととし、このために必要な安全運転管理等に係る情報の共有化を積極的に図る。また、県安管は、全国はもとより中部管区内の安全運転管理協議会とも連携し、安全運転管理活動の向上を図る。

なお、このために必要な情報交換や会議を定期的に行う。

3 機関誌の編集発行

安全運転管理対策、調査研究結果、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所活動及びドライバークラブ等の事業所の活動状況並びに地区協議会の活動状況などを掲載した機関誌AAKKを毎月、編集発行して安全運転管理情報の共有化を図る。

また、定期的に機関誌AAKK編集会議を開催して紙面の充実を図る。

4 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して、機関誌AAKKに掲載する。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用する。

5 諸帳票の作成

安全運転管理業務を円滑に推進するため、必要な諸帳票を作成して配布する。

(1) 無料で配布するもの

- ア 優良運転者の表彰推薦に伴う諸用紙
- イ ドライバークラブ員の表彰状、ステッカー
- ウ 『安全運転管理の基本』
- エ 『「安全運転管理者制度」のあらまし』

(2) 実費で斡旋するもの

- ア 交通安全運動用の立て看板
- イ 運転適性検査用紙（警察庁方式K-2型）
- ウ 優良ドライバー表彰メダル
- エ 広報資料等

6 i（アイ）ネットによる交通情報等の提供

本部交通総務課と協力・連携し、交通情勢に対応したホットな交通情報などをiネットシステムにより会員事業所に提供する。

7 交通安全教育用ビデオ・DVDの貸出

会員事業所の従業員に対する交通安全教育に活用する交通安全教育用ビデオ及びDVDを整備し、会員事務所への無料貸出しを実施する。

8 運転適性検査指導者講習会の実施と指導

事務所で運転適性検査を実施する指導者を養成するため、10月中旬に本部交通総務課等と連携して「運転適性検査指導者講習会」を開催する。

講習終了者には、警察本部長の「運転適性検査指導者資格者証」を交付する。

資格者は、事業所においてドライバーに対する運転適性検査を積極的に行い、検査結果に基づき個別指導を実施する。

9 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日（7月11日(月)）から10月18日(火)までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施して、達成したチームを表彰、個人に記念品を贈呈する。

10 表彰

(1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア	愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰		
(ア)	優良運転者	特賞	500 名位
(イ)	優良運転者	金賞	500 名位
イ	警察署長・地区協議会長連名表彰		
	優良運転者	銀賞	500 名位
ウ	事業所の長の表彰		
	優良運転者	銅賞	1,000 名位

(2) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（県知事・1月表彰）

ア	交通安全功労者	1 名
イ	優良安全運転管理協議会	2 協議会
ウ	優良安全運転事業所	3 事業所

(3) 全日本交通安全協会会長表彰（1月表彰）

ア	交通栄誉章	
---	-------	--

(ア)	緑十字	金章	1 名以上
(イ)	緑十字	銀章	2 名以上
(ウ)	緑十字	銅章(9月表彰)	3 名以上
イ	優良安全運転管理協議会		1 協議会
ウ	交通安全優良事業所		6 事業所

(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(5月表彰)

ア	優良安全運転管理協議会		5 協議会
イ	優良安全運転管理指導者		10 名
ウ	優良安全運転管理者等		160 名
エ	交通安全優良事業所		160 事業所
オ	優良自動車運転者		160 名

(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰(5月表彰)

ア	優良安全運転管理協議会		3 協議会
イ	優良安全運転管理者等		14 名
ウ	交通安全優良事業所		12 事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(11月表彰)

エコ&セーフティ	100日間無事故・無違反運動	達成チーム	
		個人	記念品

以上表彰受賞者の推薦及び事務を処理する。

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を、次のとおり実施する。

1 実施期間及び回数

- (1) 安全運転管理者講習 61回

平成28年5月下旬～同年12月中旬までに、地区単位で開催する。

- (2) 副安全運転管理者講習 11回

平成29年1月中旬～同年3月上旬までに、原則としてブロック単位で開催する。

2 講習受講率の向上

警察署交通課と連携を図って、未受講者に対する再通知を徹底するなどして全員受講を促進する。

3 講習内容の充実

本部交通総務課との連携を密にして、講習テキストの内容を更に充実させるとともに、専門的知識を有する部外講師に対しても、交通情勢等の変化に的確に対応した講義内容となるよう指導し、質的向上を図る。

4 講習時間割

(1) 安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
9:30 ~ 10:00	受 付	
10:00 ~ 10:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
10:10 ~ 10:30	開講あいさつ	・所轄警察署長 ・地区協議会長 等
10:30 ~ 11:20	管内の交通事故の現況と対策	所轄交通課長 等
11:20 ~ 12:00	安全運転管理業務のあり方	(公社)愛知県安全運転管理協議会
12:00 ~ 13:00	休 憩	
13:00 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:10 ~ 15:35	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:35 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

(2) 副安全運転管理者

時 間	科 目	講 師 等
12:10 ~ 13:00	受 付	
13:00 ~ 13:10	講習スケジュール説明、連絡	(公社)愛知県安全運転管理協議会
13:10 ~ 15:00	安全運転管理講話	部外講師
15:00 ~ 15:40	視聴覚教養(DVD)	(公社)愛知県安全運転管理協議会
15:40 ~ 17:00	選任事業所の交通事故発生状況等	(公社)愛知県安全運転管理協議会

5 講師とメンテーマ

(1) 講師

ア 愛知県弁護士会

(ア) 弁護士	宮寄 良一 氏
(イ) 弁護士	中根 克弘 氏
(ウ) 弁護士	西脇 明典 氏
(エ) 弁護士	堀江 亮介 氏
(オ) 弁護士	清水 誠治 氏

イ 交通評論家

矢橋 昇 氏

ウ 椛山女学園大学 文化情報学部

教授 谷口 俊治 氏

エ キムラユニティー(株)カスタマーサービスセンター

交通心理士 大澤 剛 氏

オ (株)スポーツマックス

スーパーバイザー 加藤 一幸 氏

カ 日本ガイシ(株)

産業医 中元 健吾 氏

キ (一社)日本自動車連盟 愛知支部

大橋 義典 氏

ク 中日本高速道路(株) 名古屋支社

篠田 勝司 氏

ケ 金城学院大学 非常勤講師

小嶋 理恵 氏 他

(2) メンテーマ

企業における安全運転管理業務のあり方

